

- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日老企第36号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）（抄）

新	旧
<p>第1 (略)</p> <p>第2 居宅サービス単位数表（訪問介護費から通所リハビリテーション費まで及び福祉用具貸与費に係る部分に限る。）に関する事項</p> <p>1 (略)</p> <p>2 訪問介護費</p> <p>(1)～(23)</p> <p>(24) 認知症専門ケア加算について</p> <p>① (略)</p> <p>② 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の割合が2分の1以上、又は、Ⅲ以上の割合が100分の20以上の算定方法は、算定日が属する月の前3月間のうち、いずれかの月の利用者実人員数又は利用延人員数で算定すること。また、届出を行った月以降においても、直近3月間の認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ又はⅢ以上の割合につき、<u>いずれかの月で</u>所定の割合以上であることが必要である。なお、その割合については、毎月記録するものとし、<u>直近3月間のいずれも</u>所定の割合を下回った場合については、直ちに第1の5の届出を提出しなければならない。</p> <p>③～⑤ (略)</p> <p>(25) (略)</p> <p>3 訪問入浴介護費</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 認知症専門ケア加算について</p> <p>① (略)</p> <p>② 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の割合が2分の1以上、又は、Ⅲ以上の割合が100分の20以上の算定方法は、算定日が属する月の前3月間のうち、いずれかの月の利用者実人員数又は利用延人員数で算定すること。また、届出を行った月以降においても、直近3月間の認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ又はⅢ以上の割合につき、<u>いずれかの月で</u>所定の割合以上であることが必要である。なお、その割合については、毎月記録するものとし、<u>直近3月間のいずれも</u>所定の割合を下回った場合については、直ちに第1の5の届出を提出しなければならない。</p>	<p>第1 (略)</p> <p>第2 居宅サービス単位数表（訪問介護費から通所リハビリテーション費まで及び福祉用具貸与費に係る部分に限る。）に関する事項</p> <p>1 (略)</p> <p>2 訪問介護費</p> <p>(1)～(23) (略)</p> <p>(24) 認知症専門ケア加算について</p> <p>① (略)</p> <p>② 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の割合が2分の1以上、又は、Ⅲ以上の割合が100分の20以上の算定方法は、算定日が属する月の前3月間の利用者実人員数又は利用延人員数の平均で算定すること。また、届出を行った月以降においても、直近3月間の認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ又はⅢ以上の割合につき、<u>毎月継続的に</u>所定の割合以上であることが必要である。なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに第1の5の届出を提出しなければならない。</p> <p>③～⑤ (略)</p> <p>(25) (略)</p> <p>3 訪問入浴介護費</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 認知症専門ケア加算について</p> <p>① (略)</p> <p>② 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の割合が2分の1以上、又は、Ⅲ以上の割合が100分の20以上の算定方法は、算定日が属する月の前3月間の利用者実人員数又は利用延人員数の平均で算定すること。また、届出を行った月以降においても、直近3月間の認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ又はⅢ以上の割合につき、<u>毎月継続的に</u>所定の割合以上であることが必要である。なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに第1の5の届出を提出しなければならない。</p> <p>③～⑤ (略)</p>

③～⑤ (略)  
11～13 (略)  
4～9 (略)  
第3 (略)

(11)～(13) (略)  
4～9 (略)  
第3 (略)